

自衛隊名簿提供違憲訴訟（R Y U裁判）

～提訴に至る経緯と法的問題点～

弁護士 諸富 健

1 提訴に至る経緯

奈良では、奈良県平和委員会が自衛隊への名簿提供について県内全自治体の調査に取り組んできました。日本共産党奈良市議員団も、この問題について議会で追及してきました。また、「私の個人情報を守って！」奈良市民の会が結成されて、2023年6月16日に市民向け学習会が開催され、私は法的問題点についてお話させていただきました。

その後、現役高校3年生（ニックネーム：R Y U）が裁判の原告になることを決意し、学習会講師を務めた縁で私にも声が掛かりました。2023年10月14日には学習会が開催されて「若者の個人情報を自衛隊に渡さない裁判」を支援する奈良の会（その後、「自衛隊名簿提供違憲訴訟（R Y U裁判）」を支援する会に改称）が結成され、自衛隊問題に取り組んでいる全国の弁護士にも個別に声掛けがなされました。最終的に北海道から福岡まで13人の弁護団（うち、関西の弁護士7人が常任弁護団）が結成され、2024年3月29日、奈良地方裁判所に提訴しました。被告は奈良市と国で、慰謝料100万円と弁護士費用10万円を請求しています。名簿を提供された当事者が損害賠償を求める裁判は全国初となります。

2 自衛隊に名簿が提供された事実経緯

自衛隊は、1967年当時から、住民基本台帳を基礎に自衛隊募集にあたっての適格者名簿を作成しており、国会でも議論になっていました。当時は、誰でも自由に住民基本台帳を閲覧することが可能でしたが、その後プライバシーの意識の高まりを受け、2006年に住民基本台帳法が改正されて原則非公開となりました。例外的に、同法11条1項で、国又は地方公共団体の機関が「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に、個人4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の写しを「閲覧」することのみ可能とする規定が置かれました。奈良市においても、自衛隊奈良地方協力本部（以下「自衛隊奈良地本」といいます。）に対して、募集事務のために高卒予定者や大卒予定者という募集対象者（翌年度18歳、22歳になる者）の個人4情報の「閲覧」のみ応じるようになり、自衛隊奈良地本の職員が「閲覧」して書き写す方法により、当該情報を収集していました。

ところが、安倍晋三元首相が2019年1月30日の衆議院本会議で、「防衛大臣からの要請にもかかわらず、全体の六割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要な所要の協力が得られていません。」と発言しました。これを受けて、政府は、2020年12月18日、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定しました。この中で、自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化する旨記載されて

いました。この閣議決定を受けて、2021年2月5日、防衛省と総務省の連名で、都道府県市区町村担当部長宛に、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」が発出されました。この中で、募集対象者の個人4情報の提供については、自衛隊法第97条第1項、同法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができ、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない旨、記載されています。

この通知以降、募集対象者の個人4情報を紙媒体や電子媒体、宛名シールによって提供する自治体が増え、2022年には名簿提供に応じる自治体が6割以上となりました。奈良市においても、2022年12月8日、自衛隊奈良地本が奈良市長に対し、募集対象者の個人4情報に関する資料についての紙媒体又は電子媒体での提出を依頼しました。そして、2023年1月30日、奈良市と自衛隊奈良地本は、「奈良市自衛官等募集に掛かる住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を締結し、募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供することとしました。なお、奈良市は、これに先立つ2022年7月、自衛隊への情報提供を望まない者の手続きとして除外申請制度を導入しており、同年10月1日より情報提供除外申請書の受付を開始しました。

2023年2月、奈良市は、自衛隊奈良地本に対し、原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供しました。募集対象者の人数は、出生の年月日が2001年4月2日から2002年4月1日まで（翌年度22歳になる者）が3,426人、2001年4月2日から2002年4月1日まで（翌年度18歳になる者）が2,993人、合計6,419人でした。翌年度18歳の方々については、この時点では16歳か17歳の未成年だったということになります。この名簿提供に基づいて、同年7月上旬、原告の元に、自衛隊奈良地本から郵便はがきが配達されました。このはがきには、「今年度高等学校をご卒業予定の皆さまへ」と題して、「この度は、18歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官当の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。」などと記載されていました。この時点で、原告は未成年でした。

なお、新規高等学校卒業予定者について、ハローワークによる求人申込書の受付開始日は2023年6月1日、企業による学校への求人申込及び学校訪問開始日は同年7月1日でした。

3 問題の所在

プライバシー権は、現代において「個人の尊厳」の根幹をなす極めて重要な権利であり、かかる権利が憲法13条によって保障される基本的人権であることに異論を差し挟む学説は存在しません。特に、デジタル化が急速に進む現代社会においては、自らの個人情報を誰にどの範囲で開示するのかについて決定する権利が極めて重要です。これを自己情報コントロール権と言います。

したがって、行政機関等が個人情報を保有できるのは「法令の定める所掌事務又は業務

を遂行するため必要な場合」で、かつ「利用目的をできる限り特定」する場合に限定されますし（個人情報保護法61条1項）、本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、利用目的を明示する義務を負います（同法62条1項）。そして、行政機関の長等が偽りその他不正の手段で個人情報を取得することは禁止され（同法64条）、また、原則として、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供してはならない（同法同法69条1項）とされています。

こうしたプライバシー権の重要性に照らして、本件の名簿提供には、以下のような重大な問題があります。①自律的判断が十分できず要保護性の高い未成年者2,993人の個人4情報が提供された、②本件での個人4情報の提供は、職業選択に関わる就職勧誘目的であり、とりわけ高校生に対する就職勧誘活動については厳格な規制があるにもかかわらず、配慮が全くなされないままに行われた、③その提供先が、実態が市民に覆い隠されている自衛隊という特殊な組織であるにもかかわらず、その点の説明も一切ないままに情報提供がなされた、④本人にも親権者にも、何らの通知もなく、目的を示した上での同意を取る手続きもとられず、個人4情報が提供された、⑤奈良市が、法的根拠もないままに①～④を乗り越えて個人4情報を提供した、という5点です。

4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

厚生労働省は、新規学校卒業者に対する職業紹介の意義について、次のように説明しています。

「新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が職業に対する知識経験の乏しい事から、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要がある」。

そのうえで、職業安定法は、公共職業安定所長が、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは学校長の同意を得て、又は学校長の要請により、学校長に公共職業安定所の業務の一部を分担させることができるとし（同法27条1項）、学校長は当該学校の学生生徒等について、厚生労働大臣に届け出ることにより無料職業紹介事業を行うことができるものと定めています（同法33条の2第1項1号）。

厚生労働省（旧労働省）は、求人者の求職活動が無秩序に行われることに対して、「学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなるので、職業安定機関は、新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連携を図りつつ公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制を行うものとする。」として、家庭訪問の禁止、学校訪問についての指導、文書募集に対する指導などの基本方針を定めています。

このように、高校卒業予定者に対する求人活動については、社会的に未成熟・未経験な

生徒に対する保護、援助という教育的配慮がなされています。生徒と保護者の側からすると、高校卒業予定者への求人活動は学校を通じて教育的かつ公正になされるものであって、生徒の意思に反したり、保護者も全く関知できないところで、求人者から直接勧誘にさらされることはないと認識し信頼しているといえます。

以上のような新規学校卒業者に対する求人活動規制は、自衛官の募集については職業安定法の適用が除外されていますが、生徒に対する教育的配慮や公正な求人ルールの必要性は、自衛隊についても変わりはありません。そのため、文科省と厚労省（旧文部省・労働省）は、防衛省（旧防衛庁）に対して、「高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集についても、教育的観点から民間事業所と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を願いたい。」旨申し入れ、防衛省（旧防衛庁）はこれを通達として周知しています。

ところが、本件では、原告も保護者も知らない間に原告個人の情報が自衛隊に提供され、学校を通すことなく、保護者を介することもなく、直接未成年の高校生である原告に勧誘文書を送りつけたのです。

5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性

専守防衛の自衛隊は憲法9条2項の「戦力」に該当しないという憲法解釈をとる政府も、自衛隊について「我が国を防衛することを主たる任務とし憲法9条の下で許される『武力の行使』の要件に該当する場合の自衛の措置としての『武力の行使』を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。」としています。つまり、自衛隊が軍隊であり、自衛官が兵士であることを認めています。

武力を行使する兵士には、「賭命義務」が課されます。つまり、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務があるのです。自衛隊法52条は、服務の本旨として、隊員に「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め」ることを求め、「服務の宣誓」（同法53条）を行なわせており、これにより軍隊（国家）は、特定の個人に対して自己の生命を国家のために犠牲にするよう命じることができます。

このような自衛官の職務に対して、国家の存立は人権保障の目的に仕えるものなのだから、死刑が国家による人権制約の究極であるならば、犯罪の嫌疑すらない個人に対して賭命義務を課して殺傷を命ずることなど許されるのかという疑問は当然に生まれます。現に、自衛隊創設前の最高裁判決（昭和23年3月12日）は、「命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。」と判示しています。この論旨に拠るならば、犯罪の嫌疑すらない個人に国家が「全地球」より重いことを命ずることなど出来るはずがないこととなります。

これは、憲法13条の具体化と解することができます。すなわち、同条の「個人の尊重」が日本国憲法の最も重要な根本原理であるところ、憲法9条2項の「戦力の不保持」には、兵器だけでなく兵士が含まれ、殺し・殺されるような国民やその危険や不安にさらされる

国民を作らないという趣旨が憲法13条に含まれると解されるのです。

自衛官は、入隊直後から、相手をせん滅（殺傷）し「賭命義務」を遂行する兵士養成の厳しい教育訓練が始まり、上命下服の絶対的な規律の下で勤務生活を送ります。軍隊の規律は軍紀と呼ばれ、「サービスハンドブック（幹部隊員用・サービス参考資料）」では、規律が部隊の生命であること、規律の基礎が戦闘にあること、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成することなどが記載されています。

しかし、このような自衛官という職業の特質を多くの国民は理解していません。また、戦闘の規律と平時の規律を同一化していることや、24時間勤務し所定労働時間の内外という観念がないこと、「積極的な服従の習性」を育成する指導理念など、民間企業や一般官庁とは全く違う勤務条件であることも多くの国民は知りません。ましてや未成年者や学生はなおさらです。

なぜ軍隊としての自衛隊の実態が知られていないかというと、自衛隊の存在自体が憲法9条2項で不保持を定めた戦力＝軍隊であるか否かが長年にわたって争われ、とりわけ軍隊性を否定する政府や自衛隊がその実態を隠したり過少に見せてきたりしたため、リアルな実態が国民に可視化されず、国民の共通認識になってこなかったからです。

憲法9条については、1946年の帝国議会において、当時の吉田茂首相が「自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も抛棄したものであります。」と答弁しているように、いわゆる個別的自衛権の行使も許されないというのが、憲法制定時の政府の解釈でした。この解釈は、憲法9条の文言解釈として最も素直であり、現在の憲法学界においても有力な考え方です。この解釈によれば、議論の余地なく、自衛隊は違憲の組織です。

しかるに、1950年6月の朝鮮戦争を契機としてマッカーサー指令によって自衛隊の前身である警察予備隊が設立され、その後、1952年保安隊に改称、1954年自衛隊創設、1992年PKO協力法成立（初の自衛隊海外派兵）、1999年周辺事態法成立、2001年テロ対策特措法成立、2003年イラク人道復興支援特措法成立と次々とその規模と活動の範囲を拡大させてきました。そして、今では世界第5位あるいは第7位とも言われるほどの軍事力を有する組織となっています。

このような自衛隊の活動範囲の拡大のたびに、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を宣言した憲法9条との整合性が問題となり、自衛隊の違憲性が問われてきました。自衛隊が必要最小限度の実力組織であり憲法上許されるなどと苦しい言い訳をしてきた政府も、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきました。それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを越えるものとして憲法9条に反して許されないと解してきました。

ところが、政府は、2014年7月1日、これまでの確立した憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行いました。そして、2

015年9月19日、国会は、自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案を強行採決しました（「新安保法制法」）。これにより、集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至りました。

しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの政府解釈の核心部分を真っ向から否定するものです。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊が「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触するものです。

さらに、2022年12月16日、政府は、安保3文書と呼ばれる「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」を改定し閣議決定しました。同改定の中で、政府は「反撃能力」の保有を打ち出しました。「反撃能力」とは、特定の条件下において「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とするスタンドオフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と定義されています。これは、自衛隊が他国の領域において武力行使をすることが解禁されたことを意味しており、自衛隊が憲法9条2項が保持を禁ずる戦力に該当することがさらに明白になったのです。

このような任務を遂行する「人的・物的手段の組織体」である自衛隊は、その人的手段である兵士＝自衛官もまた違憲の存在だということができます。

6 違法性

プライバシーの権利は、日本国憲法13条に定める幸福追求権の具体的内容の一つとして位置づけられています。当初は、主に私人間における私生活上の事実の公開が不法行為にあたることの法的根拠として「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」などとして捉えられることが一般的でしたが、上述のとおり、現在においては「自己に関する情報をコントロールする権利」として捉えられています。

プライバシー権に関するこれまでの最高裁判決は、京都府学連事件や前科照会事件、指紋押なつ事件などで、「プライバシー侵害」という表現を用いずに実質的にその中身の一部を肯定する判断を行ってきました。しかしながら、早稲田大学江沢民講演会事件では、プライバシー侵害という表現を用いて、プライバシー権が法的保護の対象であることを認めています。加えて、住基ネット事件では、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を認めた上で、住基ネットについては、あくまで、法令等の根拠に基づいた正当な行政目的の範囲内で行われ、法令の根拠を逸脱もしくは正当な行政目的を超えて情報が第三者に開示・利用される具体的な危険が生じていないというもとの憲法13条に反しないとしています。

こうしたプライバシー権を具体化する法令として、各地方公共団体において個人情報保護条例が制定され、奈良市においても、2002年に奈良市個人情報保護条例が施行され

ました。本件名簿提供は、2023年3月31日の条例廃止前に行われたものですので、奈良市個人情報保護条例に照らして許されるかどうかが問題となります。

本件名簿提供によって、奈良市から自衛隊奈良地本に対して提供された、原告の氏名、生年月日、性別及び住所の各情報は、いずれも本件条例に定める個人情報に該当しますが、本件条例は8条1項本文において、「実施機関は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と定め、外部提供の制限を定めています。ただし書きにおいて定められた例外規定は、「(1) 法令等に定めがあるとき。(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。(以下略)」です。本件名簿提供について、奈良市は、住民基本台帳法11条1項に基づくとしていることから、奈良市が自衛隊奈良地本と上記覚書を締結し、それに基づき同本部に対して原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供したことが奈良市個人情報保護条例8条1項(1)の要件を満たしているかどうか問題となります。

そもそも、個人情報を目的外に第三者へ提供する行為は、基本的人権たる自己情報コントロール権の制約に繋がるものですから、本人同意が大前提でなければならず、同意なく目的外に個人情報の収集・保有・利用・提供が可能となるには、法令に明確に定められていることが必須となります。また、重要な人権の制約を根拠づけるだけの高い公益性を目的としたものでなければならぬことも言うまでもありません。

この点、個人情報保護法でも、例外的に民間事業者が収集した個人情報を本人同意なく目的外に利用できる場合として「法令に基づく場合」(18条3項)と定めていますが、かかる「法令」の具体例として個人情報保護委員会作成に係る「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)平成28年11月」が挙げるのは、警察による捜査関係事項照会や裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合など、いずれも高い公益性のある場合に限られています。したがって、本件条例8条1項(1)にいう「法令等」については、明確な法令の定めがあることを前提に、かつ高度な公益性に基づくものでなければなりません。

奈良市は、2023年4月25日の奈良市議会市民環境委員会において、住民基本台帳法11条1項に基づいて募集対象者の個人4情報を提供していると答弁しました。しかし、同条項は、住民基本台帳の一部の写しの「閲覧」を定めた規定であり、同条項に基づいて募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供することはできません。なお、同法12条の2において、国の機関が住民票の写し等の交付を請求することができる旨の規定がありますが、これは請求対象者個人の住民票の写し等の交付を求める規定であり、この規定によっても募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供することはできません。

国は、上述のとおり、根拠法令として自衛隊法97条1項及び同法施行令120条を挙げています。しかし、自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定める

のみで、募集事務の具体的内容を定めていません。そして、同法施行令120条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めていますが、同条は第七章「雑則」において定められており、その114条から第119条までは地方公共団体の募集事務について定めています。120条はこれらの規定を受けて定められているのであり、同条はこのような114条乃至119条に定められた地方公共団体の募集事務に関する報告や資料の提出について定めた規定だと解釈すべきです。同条に基づいて、自衛官及び自衛官候補生に志願もしていない募集対象者の個人4情報を根こそぎ収集することは許されるものではありません。また、自衛隊法97条1項は個人情報の取得に関して一切触れていないのであり、その下位規範である同法施行令120条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授権の限界を超えるものと言わなければなりません。さらに、そもそも自衛隊の募集事務は、単なる一省庁における利益にとどまるものであり、高度な公益性を有するものとは決していえません。よって、憲法上保障された人権の制約根拠となり得ません。

先に述べたように、奈良市は除外申請制度を導入していますが、これによっても奈良市の違法性は阻却されません。

まず、本件覚書締結及び本件名簿提供は、法令等に基づく場合とは言えず、また、本件においては、本人の同意も存在しません。外部提供の例外要件はあくまで本人からの積極的な同意があることですが、除外申請制度は、本人からの申請がなければ自衛隊に対して個人4情報を提供するというものですから、その原則と例外とを逆転させるものであって、本件条例8条1項(2)の例外要件を満たすものではありません。加えて、除外申請制度の告知もホームページへの掲載と広報誌への簡単な記事の掲載のみであって、募集対象者への通知も極めて不十分です。

自衛官は国家が正当化する暴力の行使に従事しますが、そういうことに自分は関わらないと忌避しあるいは強く拒否する国民は多くいます。このような非暴力という個人の内心にかかわる価値観は、宗教観や思想、歴史観などに基づくものとして、あるいは素朴な人間感情から発露するものとして、国際的にも歴史的にも法律的にも広く認められています。また、違憲ないし違憲の疑いのある自衛隊に関わるようなことはしたくないと考える市民も少なくありません。

もとより、我が国では、戦争を忌避する思想が脈々と受け継がれているところ、未成年においても、その成長する過程において、非暴力・反戦平和の思想や価値観を涵養し、これらを自らの政治的信条とする市民へと成長を遂げる人が現に存在しています。さらに、市民の中には、積極的に自衛隊を忌避する態度を示す人も一定割合存在しています。

他方で、その裏面として、自衛隊は自らを忌避する市民が存在することを認識しつつ、その市民をリスト化し、監視する行為に及んできました。自衛隊の情報保全隊が2004年の自衛隊イラク派遣前後の時期に、イラク派遣に反対する活動家などの調査を実施し、

集会の会場で顔写真を撮影するなどしていた事件では、仙台高判2016年2月2日が自衛隊の活動を違法と判断しています。自衛隊は、自らの存立基盤を危うくしかねない存在として、「反自衛隊」思想を持った市民の思想調査を繰り返し、そうした市民をリスト化し、監視するといった明らかな憲法違反行為を繰り返してきたのです。

除外申請制度であえて提供を回避した市民は、自衛隊に対する忌避的な感情を持つ市民として分類されることとなり、自衛隊はかかる市民をリスト化し、監視を始める蓋然性が高いと言えます。自衛隊が住民基本台帳の写しを閲覧して提供された名簿と照合すれば、除外申請制度を利用した市民の氏名、生年月日、性別、住所を割り出すことが可能です。よって、奈良市が、除外申請制度を認めつつ、自衛隊に対して募集対象者の名簿を提供する行為は、非暴力の価値観や反戦平和の思想・信条を持って自衛隊を忌避する市民の住所、氏名などを積極的に炙り出す効果を伴うものですから、思想良心の自由（憲法19条）の一つである「沈黙の自由」の侵害となり、違憲です。除外申請制度によっても奈良市の違法性は阻却されません。

このように、奈良市による個人情報の提供が違法である以上、それによって国がその個人情報を取得したことも当然違法となりますし、違法に取得した個人情報を保有・利用することもまた違法となります。したがって、自衛隊奈良地本が、奈良市と上記覚書を締結し、それに基づいて本件名簿提供を受けて、その名簿を利用して原告に募集案内の郵便はがきを発送したことは、個人情報保護法69条1項に違反します。

以上の奈良市による違法な個人情報提供行為、及び国による違法な個人情報取得・保有・利用行為は一連一体のものであり、この奈良市と国の共同の不法行為によって原告に損害を加えたのですから、奈良市と国は、連帯して原告の損害を賠償する責任を負います（民法719条1項）。

7 権利侵害

上述した奈良市及び国による行為は、奈良市個人情報保護条例及び個人情報保護法に定める公法上の義務に違反する違法行為です。こうした違法行為によって奈良市から自衛隊奈良地本に対して提供された原告の個人情報については、日本国憲法13条によって保障されたプライバシー権の対象となるものであり、人格権である自己情報コントロール権の保障が及ぶ法的保護に値する情報です。奈良市の名簿提供、並びに、国による情報の取得、保有及び利用は、いずれも住民基本台帳法の根拠を逸脱しており、正当な行政目的の範囲を超えて情報が第三者である自衛隊奈良地本に開示され、原告に対する自衛隊員の募集事務に利用されたのです。日本国憲法9条に反し、他国の領域において武力行使を行うことに服従しなければならない自衛隊に対して、原告の上記各情報が提供されたことは、原告のプライバシー権・自己情報コントロール権の著しい侵害であると言わなければなりません。

したがって、こうした奈良市及び国の行為には国家賠償法上の違法があり、原告に対す

る損害賠償が認められなければならないのです。

8 全国的な取り組みを

原告は、「自衛隊から勧誘のはがきが届いたことは、やっぱり怖いなと思っています。全国で自分と同じような年齢の若者の個人情報が自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために、少しでもお役に立てるのならという気持ちで原告になることを決意しました。」とコメントしました。また、原告の家族（親）は、「保護者の承諾なく、未成年の子どもにこのようなことを行った奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。」「自衛隊に個人情報を提供する前に、本人や保護者に「自衛隊に個人情報を提供することに同意します」と同意を取るべきです。」とコメントしました。

自衛隊への名簿提供問題は、全国の自治体で関係する問題です。是非、奈良の裁判にご注目いただくとともに、原告や家族（親）の思いを汲んでいただき、地元の自治体がどのような取り扱いをしているか確認し、もし自衛隊への名簿提供が行われていれば、本人や保護者の承諾のない名簿提供をやめるように働き掛けていただきますようお願いいたします。

以上